

大阪大谷大学歴史文化学会 会則

(1) 会則

(名称)

第1条 本会は、大阪大谷大学歴史文化学会と称し、その事務局を大阪大谷大学歴史文化学科共同研究室内（〒584-8540 大阪府富田林市錦織北3-11-1）に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の歴史文化学に関する研究の促進と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・公開講演会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) その他必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本学歴史文化学科の専任教員、職員、学生、卒業生、ならびにこれに準じる者で、本会の趣旨に賛同する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおき、会の運営にあたる。

- (1) 会長（1名）歴史文化学科長をもってこれにあてる。
 - (2) 幹事（若干名）歴史文化学科専任教員のなかから選任する。
 - (3) 学生委員（若干名）歴史文化学科の学生のなかから選任する。
- 2 会長は本会を代表するとともに、本会の運営を監督する。
 - 3 幹事および学生委員は、会長を補佐し、本会運営の実務を担当する。
 - 4 役員の内任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(機関誌)

第6条 本会は機関誌発行のため、次の要領で編集委員会を組織し運営する。

- (1) 編集委員会は歴史文化学科に所属する教職員より選出された委員若干名をもって組織する。
- (2) 編集委員のうち1名を代表委員とする。
- (3) 編集委員の幹事兼任は妨げない。
- (4) 編集委員の内任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (5) 編集委員会は、機関誌発行前に委員会を開き、掲載その他について審査するとともに、発行までの実務を担当する。

(会計)

第7条 本会の会計は、会員より徴収する会費により運営する。

- 2 会員は年額2,500円の会費を納入するものとする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

第8条 本会は1年に1度総会を開催する。

2 本会は必要に応じて臨時に総会を開催することがある。

(会則の変更)

第9条 本会則の変更は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

付則

本会則は、平成12年4月1日から施行する。

本会則は、平成18年4月1日から改正施行する。

本会則は、平成22年4月1日から改正施行する。

本会則は、平成26年4月1日から改正施行する。

(2) 機関誌刊行

機関誌 「大阪大谷大学歴史文化研究」を毎年刊行する。

「大谷女子大学文化財研究」創刊号(2001年3月)～第6号(2006年3月)

「大阪大谷大学文化財研究」(誌名変更)第7号(2007年3月)～第14号(2014年3月)

「大阪大谷大学歴史文化研究」(誌名変更)第15号(2015年3月)～